

# 許 可 申 請 書

番 号

※文書番号による整理がされている場合は、文書番号を記載してください。

令和 年 月 日

※申請書の提出日を記入してください。

関東地方整備局長 殿

申請者 住 所

ふりがな  
氏 名

※申請者が法人等の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

別紙のとおり、河川法第26条第1項の許可を申請します。

※新たに土地を占有して工作物を設置する場合は、24条の申請も必要ですので、「河川法第24条及び第26条第1項」としてしてください。

※工作物が河川保全区域まで及ぶ場合は、55条の申請も必要ですので、「河川法第26条第1項及び第55条第1項」としてしてください。さらに24条の申請も必要な場合は、「河川法第24条、第26条第1項及び第55条第1項」としてしてください。

※24条、55条を同時申請する場合、許可申請書の表紙は1枚で結構です。

連絡先 電話番号

所属部署

担 当 者

※事務取扱担当者の電話番号、所属部署、氏名等を記載してください。

(工作物の新築、改築、除却)

1. 河川の名称

荒川水系荒川 左・右岸

※上流からみて左側が「左岸」右側が「右岸」です。どちらかを記載して下さい。(左右岸にまたがる場合は、左右岸と記載して下さい。)

2. 目的

〇〇〇の設置のため

※具体的に記載して下さい。

3. 場所

東京都〇〇区△△123番地先

※住居表示ではなく、登記簿上の地番を記載して下さい。

※河川保全区域に工作物が及ぶものについては、河川区域と河川保全区域に分けて記載して下さい。

4. 工作物の名称又は種類

※設置する主な工作物名を記載して下さい。「申請書添付図書のとおり」等でも可です。

※河川保全区域に工作物が及ぶものについては、河川区域と河川保全区域に分けて記載して下さい。

5. 工作物の構造又は能力

※設置する工作物の構造等を記載して下さい。「申請書添付図書のとおり」等でも可です。

6. 工事の実施方法

請負工事

※工事の実施方法を具体的に説明してください。添付図書(施工計画書)の中で実施方法の詳細について説明した上で、「申請書添付図書のとおり」等でも可です。

7. 工期

許可の日から120日間

※「令和〇〇年△月×日(もしくは、許可の日)から令和〇〇年▽月\*日」でも可です。

※変更のないように工程表を作成し、工程表に合わせた工期を記入してください。

※工期には余裕を持って申請してください。

8. 占用面積

〇〇平方メートル

※既に占有している土地に工作物を設置する場合、この項目は削除してください。  
※工作物の設置によって新たに土地を占有する場合もしくは占有面積に変更がある場合は、面積計算書により小数第二位まで計算し、小数点以下を切り上げた数字（整数）を記載して下さい。

#### 9. 占有の期間

令和 年 月 日（または許可の日）から

令和 年 月 日まで

※既に占有している土地に工作物を設置する場合、この項目は削除してください。

※必要最小限度の期間を記載してください。

※最長の占有期間は10年ですが、目的によって最長の占有期間が異なることがあります。  
また、基本的には3月末が占有の期限です。

※変更許可申請の場合は、変更する事項だけでなく、変更しない事項も記載してください。変更する事項については、変更前のものを赤字で記載し、「変更前」と「変更後」をそれぞれ記載してください。

※24条及び55条を同時に申請する場合でも、この様式のみで構いません。（乙の2を添付する必要はありません。）

添付図書（26条）

必要書類	内容
事業計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る事業の計画概要を具体的に記載してください。（様式は任意）</li> <li>・変更申請の場合は、変更の趣旨及び理由を記載してください。</li> </ul>
位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面に申請箇所を赤で表示してください。（縮尺5万分の1程度、任意の図面）</li> </ul>
実測平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・占有範囲を明記し、河川区域線、河川保全区域線を記入してください。</li> <li>・設置する工作物を記載してください。既に他の工作物等が設置されている場合は、申請に係る工作物を着色する等判別しやすくしてください。</li> <li>・既に占有している土地の上に工作物を設置する場合は、占有している土地の場所と範囲がわかるようにしてください。</li> <li>・既に設置している工作物がある場合は、すべての工作物がわかるようにしてください。（たとえば、点在する5箇所に工作物が設置されている場合、そのすべての工作物について添付をお願いします。）</li> </ul>
工作物一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置するすべての工作物の一覧表を添付してください。</li> <li>・既に工作物が設置されている場合は、既設の工作物についても記載してください。その際には、既設の工作物と新たに設置する工作物がわかるように記載してください。</li> </ul>
構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置するすべての工作物の構造図を添付してください。</li> <li>・基礎構造等も記載してください。</li> </ul>
横断図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防との関係がわかるよう、堤防を含めた断面図を作成してください。計画法線、定規断面、計画高水位等の河川整備計画との関係についても明記し、河川区域線及び河川保全区域線を記入してください。</li> <li>・工作物の基礎（地下埋設物がある場合は、地下埋設物も）を表示し、埋設深さと位置を記載してください。2hライン（堤脚から2割勾配の線）を入れてください。</li> </ul>
施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を実施するにあたっての施工計画を添付してください。</li> <li>・施工機械や規模等、具体的に記載した施工フローを添付してください。</li> <li>・工作物の設置にあたって掘削及び埋戻しがある場合は、掘削断面図、埋戻し断面図を添付してください。また、掘削範囲を寸法入りで記載してください。</li> <li>・施工時に仮設の作業帯等がある場合は、範囲がわかる図面（寸法入り）を添付してください。</li> </ul>
緊急時連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事実施時の緊急連絡先を添付してください。連絡先には管轄の出張所も入れてください。</li> </ul>

工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として出水期（6月～10月）は工事を避けてください。</li> <li>・申請内容に沿った形で、工種別に記載してください。</li> <li>・特段の事情がない限り変更がないように工程を作成してください。なお、工期には河川法上の完成検査が含まれます。</li> <li>・申請から許可までには日数がかかりますので、余裕をもって工期を確定し、申請してください。</li> </ul>
占用する土地の面積計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の設置にあたって、新たに土地の占用をする場合や占有面積の変更がある場合は必要です。（既に占有している土地に工作物を設置する場合は必要ありません）</li> <li>・面積計算は㎡を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位まで面積計算してください。</li> <li>・占有面積は必要最小限の範囲です。ただし、電線・電話線、地下埋設物、電柱等については最小占有幅が設定されています。</li> </ul>
撤去計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地・広場・運動場等、自動車教習所、係留施設及びゴルフ場の場合は撤去計画書が必要です。撤去計画書には連絡体制及び搬入・搬出経路図も添付してください。</li> </ul>
前回許可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に占有している土地に工作物を設置する場合及び変更申請の場合は必要です。（新たに土地を占有して工作物を設置する場合は必要ありません）</li> </ul>
他行政庁の許認可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の行政庁の許認可が必要な場合は、許認可書の写しまたは受ける見込みがあることを示す書面が必要です。（たとえば、道路占用をする場合は道路占用許可の写しが必要です）</li> </ul>
現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影位置図をつけて、申請地がわかりやすいよう、位置を変えて何枚か占有範囲がわかるように撮影してください。直近のカラー写真が必要です。</li> </ul>

※提出部数は26条のみ、もしくは26条及び55条の申請の場合は各2部（正1部、副1部）です。24条も同時に申請する場合は各3部（正1部、副2部）です。さらに、占有物件が2都県にまたがる場合は、各4部（正1部、副3部）です。提出先は管轄の出張所です。

#### <変更申請の場合>

- 変更前後の書類をそれぞれ添付し、変更箇所が明確にわかるようにしてください。変更前後の重ね図も添付してください。
- 実測平面図については、変更箇所だけでなく、許可に係るすべてのものが必要です。

#### （その他注意事項）

- 申請書類の審査に時間がかかりますので、余裕を持って申請をしてください。申請後、書類の不備等がある場合は、修正をお願いすることがあります。

○新たに土地の占有が必要な場合は24条の申請、河川保全区域にまたがって工事をする場合は55条の申請が同時に必要です。その際、申請書に添付する資料の内容が重なる場合（たとえば、1枚の図面ですべての内容がわかるなど）は、重複して資料を提出する必要はありません。